

(改正後)

【別表第 1】

1. 精密検査費用の内、下記診療報酬項目の自己負担分（該当した項目に限る）

項目	備考
初診料再診料（下記より選択）	
ア 初診料	A000 注 1 ～ 4、注 5 及び注10～16
イ 再診料	A001 注 1 ～ 3、及び注15～20
ウ 外来診療料	A002 注 1 ～ 4、注 5、注10及び注11
医学管理等	
ア 診療情報提供（1）	B009 注2
画像診断	
ア コンピューター断層撮影（C T 撮影）	E200
①-（1） 64列以上（共同利用施設）	E200 1 イ（1）
①-（2） 64列以上（その他）	E200 1 イ（2）
② 16列以上64列未満	E200 1 ロ
③ 4列以上16列未満	E200 1 ハ
④ ①～③以外	E200 1 ニ
イ コンピューター断層診断	E203
ウ 画像診断管理加算1	画像診断 通則4
エ 画像診断管理加算2 又は3 又は4	画像診断 通則5
オ 電子画像管理加算	コンピューター断層撮影診断料 通則3

2. （1）精密検査の診断結果取り寄せにかかる費用（郵送料、コピー代、C D－R 等消耗品費代）
- （2）上記 1. において自己負担分の計算が困難な場合等、環境省と協議した結果、委託費の範囲内と認められた費用